

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月10日（金）午後1時30分から午後1時58分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	6番	前 島 守
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂
委 員	9番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員（4人）

事 務 局 長	岩 本 将 史
事務局長補佐	石 神 正 夫
主 査	大久保 慎太郎
係 長	村 田 晃 良

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第 4 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する
専決処分について
- ②農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する
専決処分について
- ③農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について
- ④制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（岩本事務局長）

定刻となりました。あらためまして、明けましておめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。

ただいまから令和 2 年 1 月定例総会を開催いたします。

携帯電話等につきましては、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い致します。

それでは、定例総会の開催にあたりまして齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは皆さん、あらためまして明けましておめでとうございます。本年もひとつよろしく願いします。この令和 2 年が、皆様にとりまして穏やかで良い年になることを心からご祈念申し上げたいと思います。また、この令和 2 年が農業がさらに発展して、農家の皆さんがより豊かになるような一年になるように希望しています。

さて、農業委員会としまして令和 2 年が人・農地プランの実質化のある意味では仕上げの年になってきます。昨年実施して頂きました全筆調査の全世帯の半分が終わったわけですが、今年は残り半分を実施していくということになります。速やかに調査を実施して、農地の集約化がスムーズにできるようにしていきたいと考えております。

令和 2 年も我々農業委員会がやらなければならない課題が多々ありますので、農業委員さん、今日は出席しておりませんが農地利用最適化推進委員の皆さん力を合わせて農地利用の最適化に向けて共に頑張っていきたいと思いますので、皆さんこの一年ぜひよろしくお願いしたいと思います。

本日の総会は、議案 5 件と報告事項 4 件となっています。議案も多いことから皆様

方の慎重なご審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶と致します。どうぞよろしくお願いいたします。

1. 事務局（岩本事務局長）

ありがとうございました。

本日の出席委員は農業委員10名中10名で全員出席です。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきますので皆様のご協力お願い致します。

まず、議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議はございませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしということでございますので、早速指名させていただきます。3番飯泉委員、4番栗原委員2名を議事録署名委員に選出いたします。書記は、事務局でお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は4件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は圃場の客土整地工事のための使用貸借となっております。申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は1,910㎡、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は940㎡、合計2筆2,850㎡でございます。令和2年3月31日までの一時転用となっております。

続きまして受付番号2番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、 字 番 ，地目は登記、現況とも畑、面積は114㎡、 字 番 ，地目は登記、現況とも畑、面積は139㎡、合計2筆253

m²でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、■字■■■■番■，地目は登記，現況とも畑，面積は456m²，■字■■■■番■，地目は登記，現況とも畑，面積は43m²，合計2筆499m²でございます。

続きまして受付番号4番、申請理由は太陽光発電設備設置のための賃貸借となっております。申請地は、■字■■■■番■，地目は登記，現況とも畑，面積は1,159m²でございます。事業計画につきましては、別紙「参考資料」をご覧ください。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、事務局説明終わりました。続きまして現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。2番萱橋委員報告をお願いします。

1. 萱橋委員

それでは報告します。1月7日齊藤会長、中山職務代理、菊地委員、私、事務局から岩本局長、大久保主査の6名で書類審査及び現地調査を実施しましたので、結果4件を続けて報告いたします。

最初に受付番号1番について報告します。申請内容は、建設発生土で盛土をして田畑転換を行い、栗栽培をする計画です。場所については2ページをご覧ください。地図の上部左欄外が福岡の水門となります。水路沿いに約800m下がった場所が対象地となります。申請地の農地区分は、農振農用地区域内農地と判断いたします。

資金計画については、自己資金で補い、関係他法令との調整もされており、令和2年3月31日までの一時転用となっております。農振農用地区域内農地の許可基準に該当すると判断しました。

続きまして受付番号2番を報告します。申請内容は、申請地2筆253m²と宅地102.38m²の合計355.38m²を売買により取得し、自己住宅を建築する計画です。場所については3ページの地図をご覧ください。

申請地は筒戸諏訪で、学校法人開智学園の小学校のほぼ北側に位置する場所です。農地区分は、水道下水道が埋設されている道路の沿道の区域で、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、概ね500m以内に学校法人開智学園、もりり保育園があることから3種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、自己住宅建築の許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、申請内容は畑2筆499㎡を売買により取得し、自己住宅を建築する計画となっております。地図は4ページです。

申請地は大字台、農地区分は、住宅地が連たんし、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域の小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号4番を報告します。申請内容は太陽光発電設備の設置で、総発電量44kw。315wのパネル256枚とパワーコンディショナーを8台導入する計画です。別紙に参考資料もありますのでご覧ください。場所については5ページの地図をご覧ください。申請地は細代で、国道294号線を下って水海道の手前で旧道とバイパスに分岐される西側にあたります。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんした、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置した農地であるため、2種農地と判断いたします。

経済産業省及び東京電力との調整も終了しており、2種農地における再生可能エネルギー発電設備の設置許可要件を満たしていると考えます。以上ご報告して各委員のご審議をお願いします。

1. 議長（齊藤会長）

はいありがとうございました。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたのでこれより早速審議いたします。まず受付番号1番について審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

はい、飯泉委員

1. 飯泉委員

ちょっとお聞きしたいのですが、一般的な事例で結構なんですけど、今回の事案ですと建設の発生残土を盛土として使用するということですが、公的機関で検査もしているということで安全性は大丈夫かなと思うのですが、サンプル検査で全量検査ではないと思うので、場合によって重金属とかそのようなものが発生した場合、我々としてはその辺の責任というのは負うことはないのでしょうか。事務局としてはそのような事例はつかんでいるのでしょうか。

1. 議 長（齊藤会長）

はい，事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい，説明させていただきます。他の事例ということではなくて，今回の申請の中に確約書ということで，被害防除対策で必要が生じた場合，借受け人の方で対応するという文書もありますので，借受け人方で対応していただくことになります。

工事完了後に，運ぶ前，途中，運んだ後と工事経過がわかる写真の報告をいただきます。また事務局と農業委員もパトロールを行い，もし何かあれば直ぐにそういった対応をしていただくということで考えております。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

飯泉委員よろしいでしょうか。

1. 飯泉委員

はい。

1. 議 長（齊藤会長）

それではその他ございますか。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい，矢口委員。

1. 矢口委員

土地改良区の意見書ということであるんですが，何か条件か何かここにはついているのですか。

1. 議 長（齊藤会長）

はい，事務局をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい、今回地目変更承認書ということで、田んぼから畑にするという承認書と、その中には一時転用農用地に隣接する、土地改良施設の利用を害さないための工事を施工することと、もし棄損した場合は復旧を行うこと、あと用排水路への汚濁物の流入を防止すること、そういった条件を付けて今回意見書がでております

1. 矢口委員

わかりました

1. 羽田委員

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、羽田委員どうぞ。

1. 羽田委員

客土と書いてありますけど、最終的に盛土は何立米になるんですか。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局お願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい、今回2筆申請されていると思いますが、2筆両方合わせますと734.8 m³になります。

1. 議 長（齊藤会長）

よろしいですか。

1. 羽田委員

はい。

1. 議 長（齊藤会長）

その他ございますか。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは続いて受付番号 2 番の審議に移ります。2 番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので、受付番号 3 番についてご質問のある方挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので、受付番号 4 番についてご質問のある方お願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは、ないようですので採決いたします。

議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

はいありがとうございます。全員賛成により議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保主査)

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請は 2 件となっております。6 ページをご覧ください。

受付番号 1 番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は 9 9

1 m²の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番，申請地は■■■■字■■■■番，地目は登記，現況とも田，面積は770 m²の小作地，契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては，別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい事務局説明終わりましたので，現地確認及び書類審査の報告をお願い致します。

5番中山職務代理報告をお願いします。

1. 中山職務代理

1月7日に行った書類審査，現地調査結果について報告いたします。メンバーは，先ほど萱橋委員から報告のあったメンバーでございます。

受付番号1番，地図は7ページになります。ご覧ください。申請地は，東京電力常総変電所の西側にあり，現地はきれいに耕作されていました。

申請者は，自作地約171アールを耕作しており，世帯員の常時従事者は2名で，水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は，登記現況とも畑1筆991 m²で，規模拡大のため売買により譲り受け，野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号2番，地図は8ページになります。申請地は，古川公民館の東側にあり，現地はきれいに耕作されていました。

申請者は，自作地と借入地あわせて約96アールを耕作しており，世帯員の常時従事者は2名で，水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は，登記現況とも田，1筆770 m²で，現在も譲受人が小作地として水稻の栽培を行っている農地を売買により譲り受けるものです。

以上のことから，1番，2番につきましては，農機具等も所有しており，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たしていると考えますので，許可しても差し支えないと思われます。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はいありがとうございました。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたのでこれより審議します。まず受付番号1番について審議します。1番についてご質問のある方挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ご質問がないようですので採決します。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

はいありがとうございます。全員賛成により議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題とします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局 (石神補佐)

それではご説明いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」こちらの方につきましては、9ページの農用地利用集積計画総括表の中からご説明させていただきます。

まず新規案件といたしまして、田が39筆の56,691㎡、畑が5筆の、12,489㎡、合計44筆の、69,180㎡。

更新の部ですが、田が7筆の23,955㎡、畑が1筆の2,000㎡、合計8筆の25,955㎡となります。合計でいきますと、田が46筆の80,646㎡、畑が6筆の、14,489㎡、合計52筆の95,135㎡です。貸し手が18、借り手が11となります。利用権の設定は令和2年2月1日及び令和2年4月1日からとなっております。

詳細につきましては、10ページから12ページをご参照願います。以上です。

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、これより審議をしてまいります、受付番号40番から52番は前島委員が議

事参与の制限となっています。したがって、2つに分けて審議を進めてまいります。

まず最初に、受付番号1番から39番について審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第3号の受付番号1番から39番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。全員賛成により、受付番号1番から39番は、原案のとおり決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、40番から52番について審議いたします。前島委員の退席をお願いします。

(前島委員退席)

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議します。40番から52番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第3号の受付番号40番から52番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。全員賛成により、40番から52番についても原案のとおり決定いたしました。前島委員の復席をお願いします。

(前島委員復席)

1. 議 長（齊藤会長）

以上審議した結果、議案第3号は全ての案件について原案のとおり決定いたしました。
資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神補佐）

はい、それではご説明いたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」こちらの方につきましても13ページの農用地利用配分計画（案）総括表の中からご説明いたします。

全て新規案件のみとなります。田が28筆の、78、125㎡、畑が4筆の6、251㎡、合計32筆の、84、376㎡となります。貸手が9、借手が1団体となります。権利の設定は、令和2年3月1日からとなります。

詳細につきましては、14ページから15ページをご覧ください。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、それでは一括して審議を進めます。

議案第4号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号は原案のとおり決定いたし

ました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神補佐）

はい、説明いたします。議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」こちらの方につきましても16ページの農用地利用配分計画（案）総括表の中からご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が29筆の、76, 825㎡、畑が4筆の6, 251㎡、合計33筆の、83, 076㎡。貸手が10, 借手が9となります。権利の設定は、令和2年3月1日からとなります。

こちらにつきましては、市の方から意見を求められているものでございます。詳細につきましては、17ページから18ページとなります。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議してまいります。本件も受付番号30番から33番が、萱橋委員が議事参与の制限にあたります。したがって2つに分けて審議してまいります。

まず最初に、受付番号1番から29番について審議いたします。質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号1番から29番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。全員賛成により、受付番号1番から29番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、30番から33番を審議いたします。萱橋委員，退席をお願いします。

（萱橋委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

30番から33番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号30番から33番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。全員賛成により、30番から33番についても、原案のとおり承認することに決定いたしました。萱橋委員の復席をお願いします。

（萱橋委員復席）

1. 議 長（齊藤会長）

以上の審議の結果、議案第5号は全件原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

議案は以上でございます。

続いて報告事項に入ります。報告事項4件、一括して事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（岩本事務局長）

報告事項①「農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。19ページになります。今回、専決処分したものは1件です。こちらは自己住宅建設のためのものとなります。

報告事項②「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。20ページになります。今回、専決処分したもの

は5件です。自己住宅建設のための売買が4件。建売住宅建設のための売買が1件となっております。

続きまして、報告事項③「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は21から22ページになります。今回の合意解約は9件で、解約の理由は、耕作者の変更ためのものが8件、転用のためのものが1件となります。

最後に、報告事項④「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は23ページです。今回は1件の移動届をつくばみらい市長より受けております。板橋地区の公衆用道路への転用となるものです。報告案件は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい以上で、本日の総会のすべての議題が終了しましたので、本総会を以上をもちまして閉会といたします。